

鳥取市土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替事業のお知らせ

レッド区域内にお住まいの方の建替え等にかかる補助制度

目的

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第8条に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（通称：レッド区域）内において、住宅の建築等を行う際には一般的な住宅よりも、**壁や基礎を強化するなどの構造規制**がかかり、**都市計画区域外であっても新たに建築確認が必要**となります。

このため、レッド区域内に居住する方の定住を支援することを目的として壁や基礎などの強化経費に対して補助金を交付するものです。

土砂災害特別警戒区域（レッド区域）とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、想定される土砂災害に対して、一般的な住宅が倒壊する可能性のある範囲を示しています。

この区域の指定は、都道府県が地形、地質、土地利用状況について調査する「基礎調査」に基づき鳥取県知事が指定します。指定された区域を表示する公示図書は、県庁治山砂防課、各県土整備局（事務所）に備え置いています。また、レッド区域は『とっとりWebマップ』でも公開しています。

（アドレス）<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp>

事業の概要

レッド区域内における住宅や避難所（公共施設を除く集会所等）の建替え等のため、建築基準法に基づく構造方法を用いて**外壁を強化した場合や防護壁を設置した場合**にその施工費用の一部を県、市が補助します。

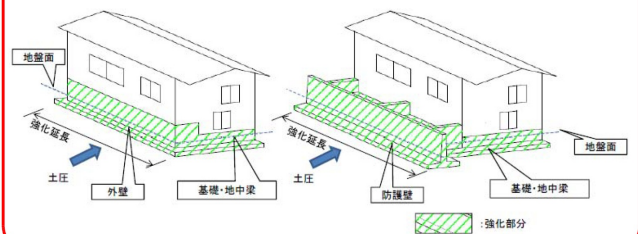
補助金額は、構造を強化した外壁又は防護壁の延長に、次の基準単価を乗じて算出します（補助金額の上限額は、200万円です）。

外壁を鉄筋コンクリート等で強化する場合：基準単価 59,000（円/m）

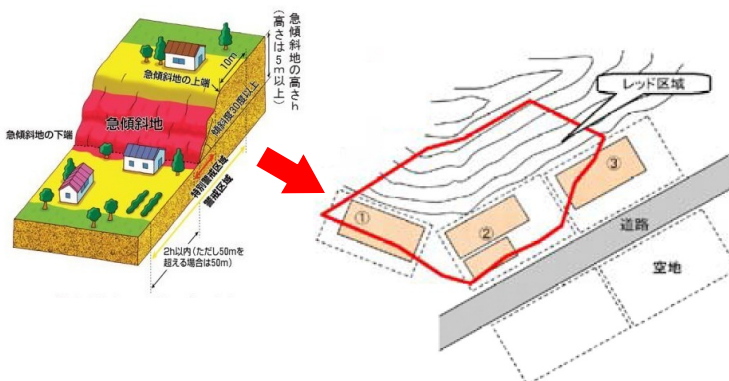
外壁の外側に鉄筋コンクリート等で防護壁を設置する場合：基準単価 95,000（円/m）

構造強化イメージ

①外壁式（外壁を強化した場合） ②防護壁式（外壁の外側に防護壁を設置した場合）



補助の対象



<補助の対象となる場合>

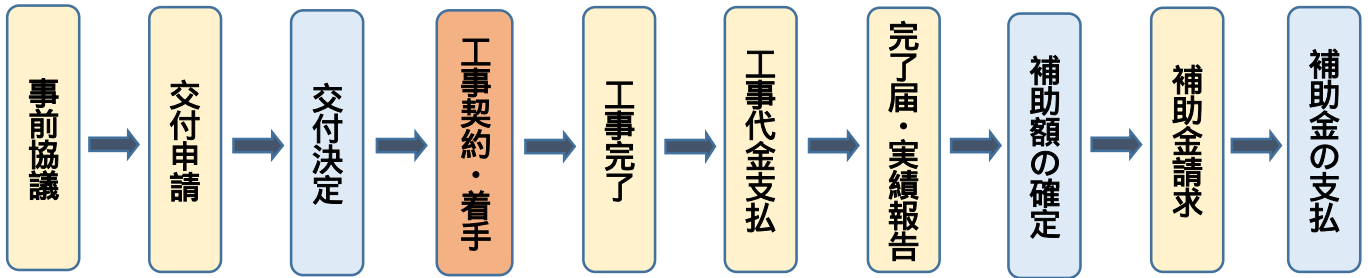
- ・レッド区域内で住宅や避難所の建替え等を行う場合（ 、 、 の建築物が該当します）

<補助の対象とならない場合>

- ・ 、 、 の住宅がレッド区域外の土地に新築し移転する場合・・・（「がけ地近接等危住宅移転事業」をご検討ください）

補助制度の流れ等についてはこちらをご覧ください。

補助制度の流れ・注意事項



- (注意事項) ・事前協議は前年度の10月までに行ってください。
- ・交付申請から交付決定まで1月程度かかります。
- ・交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません。
- ・令和7年3月上旬までに工事を完了するものに限りです。

事前協議に必要な書類

配置図（縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置、レッド区域の範囲を示したもの）
外壁強化又は防護壁がわかる図面（概略図可）
見積書（強化対策費内訳の分かるもの）

交付申請時に必要な書類

補助金交付申請書
事業計画書、事業収支予算書
位置図（付近見取図）
配置図（縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置、レッド区域の範囲を示したもの）
計画する建築物の確認済証の写し
外壁強化又は防護壁の詳細がわかる図面
外壁強化又は防護壁の計算書
告示以前から敷地及び建築物を所有していることが判断できる書面
見積書（強化対策費内訳の分かるもの、申請人名、日付、代表者印のあるもの）

工事完了時に必要な書類

補助事業等完了届
実績報告書
事業報告書、事業収支決算書
検査済証の写し
補助事業の成果を証する写真（原則として施工前・施工後のものとする）、外壁強化又は防護壁の施工状況写真
工事費領収書の写し（申請人名、ただし書きに「防護壁工事代金」等の記載のあるもの）
請求書、口座振込依頼書（補助額確定後の補助金の振込先になります）

【ご相談・問い合わせ先】

鳥取市幸町71（本庁舎 5階 51番窓口）
鳥取市役所 都市整備部 建築指導課 (0857) 30-8362
補助金の申請様式等は鳥取市ページからダウンロードできます

鳥取市 レッド 補助

検索



鳥取市土砂災害補助金 HP